

改正要綱（案）	現行要綱（最近改正 平成 18 年 6 月 9 日）
<p style="text-align: center;">大阪市都市景観委員会運営要綱</p> <p style="text-align: right;">制 定 平成 11 年 2 月 10 日</p> <p>（趣旨） 第 1 条 この要綱は、大阪市都市景観規則（平成 11 年大阪市規則第 1 号。以下「規則」という。）第 24 条の規定に基づき、大阪市都市景観委員会（以下「委員会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（会議） 第 2 条 委員会の会議は、原則として、これを公開とする。ただし、委員長（部会にあっては、部会長。以下この条及び次条において同じ。）が公開することが適当でないと認める事項を審議する場合は、この限りでない。 2 委員会の会議の公開は、会議の傍聴を認めることにより行い、会議を円滑に運営するため傍聴要領を別に定める。 3 委員会は、委員（部会にあっては、委員及び専門委員。以下同じ。）の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。 4 委員会の議事は、出席委員（委員長を含む。）の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決することによる。</p> <p>（議事録） 第 3 条 委員会の議事は、議事録として記録する。 2 議事録には、次に掲げる事項を記載するものとする。 (1) 開催日時 (2) 開催場所 (3) 出席者 (4) 会議次第 (5) 議事の内容 (6) その他委員長が必要と認める事項 3 議事録には、委員長が指名する委員 2 名が署名する。</p> <p>（部会） 第 4 条 規則第 21 条に規定する部会の会議は、部会長が招集する。 2 部会の運営についての詳細は、部会ごとに別に定める。</p> <p>（雑則） 第 5 条 この要綱の施行について必要な事項は、委員長が定める。</p>	<p style="text-align: center;">大阪市都市景観委員会運営要綱</p> <p style="text-align: right;">制 定 平成 11 年 2 月 10 日 最近改正 平成 18 年 6 月 9 日</p> <p><u>1 目 的</u> この運営要綱は、大阪市都市景観規則第 22 条の規定に基づき、大阪市都市景観委員会（以下「委員会」という。）の運営について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p><u>2 会 議</u> (1) 委員会の会議は、次のいずれかに該当する場合を除き、公開するものとする。 ア 会議において次の各号のいずれかに該当する情報に関し審議する場合 ① 法令又は条例の規定により、公開することができないとされている情報。 ② 個人に関する情報で、特定の個人が識別され得るもの。ただし、何人も閲覧することができることとされている情報等公開しても個人の権利利益を害するおそれがないと認められるものを除く。 ③ 法人その他の団体に関する情報又は、事業を含む個人の当該事業に関する情報で、公開することにより事業者の競走上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの。 ④ 第三者から公開しないことを条件として、任意に提供された情報であって、公開することにより、当該第三者との協力関係又は信頼関係を損なうと認められるもの。 ⑤ 市長やその他の執行期間の権限に属する国、他の地方公共団体等の事務に関して、主務大臣等から公開してはならない旨の明示の指示がある情報。 ⑥ 公開することにより、本市の機関又は国等の機関が行う事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生じると認められる情報又は国等との協力関係若しくは信頼関係を損なうと認められる情報。 ⑦ 公開することにより、人の生命、身体、財産等その他公共の安全と秩序の維持に支障が生じると認められる情報。 イ 会議において、裁決、決定等行政処分及びその妥当性に関して審議する場合 ウ 会議を公開することにより、公正・円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成されないと認められる場合 (2) 委員会を非公開とする場合の決定は委員長が行い、委員に対し事前に通知するものとする。 (3) 委員会の会議の公開は、傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行うものとし、会議を円滑に運営するため別途傍聴要領を定める。</p> <p><u>3 議事録</u> (1) 委員会の議事は、議事録として記録する。 (2) 議事録には、次に掲げる事項を記載するものとする。 ア 開催年月日 イ 開催場所 ウ 出席者の役職、氏名 エ 議事の概要 オ その他委員長が必要と認める事項 (3) 議事録は、委員長が指名する委員 2 名が署名する。</p> <p><u>4 部 会</u> (1) 大阪市都市景観規則第 19 条に規定する部会の会議は、部会長が招集する。 (2) 部会の運営についての詳細は、部会ごとに別に定める。</p> <p><u>5 その他</u> この運営要綱の施行について必要な事項は委員長が定める。</p>

<p>附 則 この要綱は、平成 11 年 2 月 10 日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成 17 年 4 月 26 日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成 18 年 6 月 9 日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。</p>	<p>附 則 この要綱は、平成 11 年 2 月 10 日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成 17 年 4 月 26 日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成 18 年 6 月 9 日から施行する。</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

改正要領（案）	現行要領
<p style="text-align: center;">大阪市都市景観委員会傍聴要領</p> <p>1 傍聴手続</p> <p>(1) 会議を傍聴しようとする方は、会議の開催予定時刻までに、受付で住所及び氏名を記入し、事務局の指示を受けて、会場に入場してください。</p> <p>(2) 傍聴の定員は10名とします。なお、報道機関に対しては、別途必要に応じて記者席を設置します。</p> <p>(3) 傍聴の受付は、先着順で行いますので、定員になり次第、受付を終了します。</p> <p>(4) 傍聴者及び報道機関には、委員会委員に配布するものと同じ会議資料を配布します。ただし、委員長（部会にあっては、部会長。以下同じ。）が公開すべきでないとする事項の審議のための資料及び法令集等、大量に準備できないことが相当と認められるもの等についてはこの限りではありません。</p> <p>(5) 報道機関から取材等がある場合は、議事開始前までに限り会場内の写真撮影、録画及び録音を認めます。</p> <p>2 傍聴者の遵守事項</p> <p>傍聴者は、会場においては、次の事項を守ってください。</p> <p>(1) はち巻き、たすき、ゼッケン、ヘルメットなどを着用しないこと</p> <p>(2) 危険物、ビラ、プラカード、旗などを持ち込まないこと</p> <p>(3) 飲食又は喫煙をしないこと</p> <p>(4) 携帯電話、ポケットベルなどは、受信音などを出さないこと</p> <p>(5) 写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、委員長の許可を得た場合は、この限りでない。</p> <p>(6) 会議開催中は、静かに傍聴することとし、発言、拍手その他の方法により公然と意見を表明しないこと</p> <p>(7) その他会場の秩序を乱し又は会議の支障となるような行為をしないこと</p> <p>3 会議の秩序維持</p> <p>(1) 傍聴者は、会議においては、委員長又は事務局の指示に従ってください。</p> <p>(2) 傍聴者が上記2の規定に違反したときは、これを注意し、なおこれを改めないときは、退場していただく場合があります。</p>	<p style="text-align: center;">大阪市都市景観委員会傍聴要領</p> <p>1 傍聴手続</p> <p>(1) 会議を傍聴しようとする方は、会議の開催予定時刻までに、受付で住所及び氏名を記入し、事務局の指示を受けて、会場に入場してください。</p> <p>(2) 傍聴の定員は10名とします。なお、報道機関に対しては、別途必要に応じて記者席を設置します。</p> <p>(3) 傍聴の受付は、先着順で行いますので、定員になり次第、受付を終了します。</p> <p>(4) 傍聴者及び報道機関には、委員会委員に配布するものと同じ会議資料を配布します。ただし、委員会が公開すべきでないとする事項の審議のための資料及び法令集等、大量に準備できないことが相当と認められるもの等についてはこの限りでない。</p> <p>(5) 報道機関から取材等がある場合は、議事開始前までに限り会場内の写真撮影、録画及び録音を認めます。</p> <p>2 傍聴者の遵守事項</p> <p>傍聴者は、会場においては、次の事項を守ってください。</p> <p>(1) はち巻き、たすき、ゼッケン、ヘルメットなどを着用しないこと。<u>。</u></p> <p>(2) 危険物、ビラ、プラカード、旗などを持ち込まないこと。<u>。</u></p> <p>(3) 飲食又は喫煙をしないこと。<u>。</u></p> <p>(4) 携帯電話、ポケットベルなどは、受信音などを出さないこと。<u>。</u></p> <p>(5) 写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、<u>会</u>長の許可を得た場合は、この限りでない。</p> <p>(6) 会議開催中は、静かに傍聴することとし、発言、拍手その他の方法により公然と意見を表明しないこと。<u>。</u></p> <p>(7) その他会場の秩序を乱し又は会議の支障となるような行為をしないこと</p> <p>3 会議の秩序維持</p> <p>(1) 傍聴者は、会議においては、<u>審議会</u>の会長又は事務局の指示に従ってください。</p> <p>(2) 傍聴者が上記2の規定に違反したときは、これを注意し、なおこれを改めないときは、退場していただく場合があります。</p>